

被用者年金一元化法案の状況について(報告)

法案の状況

○ 被用者年金一元化法案は、昨年(2007年)4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされており、政府としては、早期の審議・成立を求めて取り組んでいるところ。

(参考)法案の概要

- ・ 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ・ 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ・ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ・ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ・ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
- ・ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)
- ・ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
- ・ 企業年金に係る規定の整備等。

施行時期:

- ・ 原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・ パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・ 追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。